

相続放棄はお早めに

相続放棄は家庭裁判所に申しなければなりません。
期限がありますのでお早めにご相談ください。

 家庭裁判所に提出する書類の作成・収集をお手伝いします。

- 相続放棄は遺産分割協議により取り分をゼロとすることは意味が全く異なります。債務の負担を完全に免れるためには相続放棄をする必要があります。
- 相続放棄は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内にしなければなりません。
- 財産調査に時間がかかる等の事情がある場合は、家庭裁判所に申し期間の伸長を申立てることができます。
- 相続開始から3か月を過ぎていても、負債や空き家の存在を知らなかった等の事情がある場合は相続放棄できる可能性があります。
- 特定の財産（空き家等）のみ相続放棄することはできません。

遺言を書いておきましょう

遺言の有無によって相続手続きの手間が大きく変わります。
残される家族のためにも、遺言を書いておきましょう。

 遺言書の作成をお手伝いします。

■公正証書遺言

- 公正証書は公証人が作成してくれるため手間がかからず、形式の不備により無効となるリスクもほぼありません。
- 原本が公証役場で保管されるため、紛失や偽造のおそれはありません。
- 相続開始後に家庭裁判所で検認を行う必要がありません。

■自筆証書遺言

- 遺言者が全文（財産目録を除く）、日付、氏名を自書し、押印する必要がありますが、公証人手数料がかからないため低コストで作成できます。

補足 自筆証書遺言書保管制度

- ◆自筆証書遺言を法務局に預かってもらうことができます。
- ◆この制度を利用した場合は、相続開始後の検認が不要となります。
- ◆法務局が遺言者の死亡を確認した時に、相続人等（指定した1名に限る）に通知してもらうことができます。

遺産分割協議は相続人全員で行う必要があります

遺言がない場合は、相続人全員で遺産分割協議を行い、遺産の分け方を決めなければなりません。

 司法書士が遺産分割協議に口出しすることはできませんが、以下のようなお手伝いをすることができます。

- 相続人の調査
→ 戸籍謄本・住民票の写し等の収集、相続関係図の作成
- 不動産の調査
→ 登記事項証明書・公図・固定資産評価証明書・名寄帳等の収集
- その他財産の調査
→ (預貯金・有価証券) 残高証明書・取引履歴等の請求 (負債) 各信用情報機関への情報開示請求
- 相続人の代理人の選任申立て
＜行方不明の相続人がいる場合＞
→ 不在者財産管理人選任申立て
→ もしくは失踪宣告（生死が7年間明らかでない場合に死亡したものとみなす制度）
＜認知症等で判断ができない相続人がいる場合＞
→ 成年後見開始申立て
＜未成年者が親権者とともに相続人となる場合（※）＞
→ 特別代理人選任申立て
※この場合、利益相反となるため親権者は未成年者を代理することができません。

連絡先	地域	電話番号
横浜市中区・磯子区・金沢区		050-5212-0623
横浜市神奈川区・保土ヶ谷区・鶴見区・旭区・瀬谷区		050-5212-0625
横浜市西区・南区・港南区・栄区・戸塚区・泉区		050-5212-0624
横浜市緑区・青葉区・港北区・都筑区		050-5212-0626
川崎市		050-5212-0627
横須賀市・逗子市・三浦郡・鎌倉市・三浦市		050-5212-0628
相模原市		050-5212-0631
厚木市・愛甲郡・伊勢原市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市・秦野市		050-5212-0632
藤沢市・茅ヶ崎市・高座郡		050-5212-0630
小田原市・足柄下郡・南足柄市・足柄上郡・平塚市・中郡		050-5212-0629

相続登記

が

義務化

されます！

(令和6年4月1日より)



司法書士にご相談ください



神奈川県司法書士会

令和6年4月1日スタート

相続登記が義務化されます

従来は任意だった相続登記が義務化されます。正当な理由がないのに相続登記を怠った場合は、10万円以下の過料に処されます。



登記の専門家である司法書士にぜひお任せください。

- 相続による不動産の取得を知った日から3年以内に相続登記を申請する必要があります。
- 令和6年4月1日より前に既に発生している相続についても義務化の対象となります。この場合、令和6年4月1日から3年以内に相続登記を申請する必要があります。

補足 住所・氏名変更登記も義務化されます。

住所・氏名変更登記も義務化されます。時期は未定ですが、遅くとも令和8年4月末までには義務化されることになっています。正当な理由がないのに変更登記を怠った場合は、5万円以下の過料に処されます。

- ◆ 住所・氏名の変更日から2年以内に変更登記を申請する必要があります。
- ◆ 既に発生している住所・氏名変更についても義務化の対象となります。この場合、義務化の日から2年以内に変更登記を申請する必要があります。
- ◆ 法人の住所・名称変更についても義務化の対象となります。

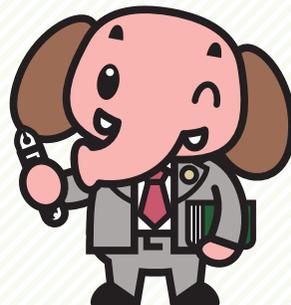
相続人申告登記により過料を回避できます

遺産分割協議がまとまらない等の理由により相続登記をすることが難しい場合は、相続人申告登記をすることで過料を回避することができます。



登記の専門家である司法書士にぜひお任せください。

- 自分が相続人の1人であることを申告するもので、相続登記ではないのですが、この申告により申請義務を履行したものとみなされます。
- 申請義務を履行したことになるのは申告した相続人のみです。他の相続人は過料に処される可能性があります。
- 相続人申告登記をした後に遺産分割が成立した場合は、遺産分割成立から3年以内に相続登記を申請する必要があります。（この義務を負うのは遺産分割の結果不動産を取得することとなった相続人のみです。）



相続した土地を国に引き取ってもらえます

相続により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度（相続土地国庫帰属制度）ができました。



承認申請に必要な書類の作成・収集をお手伝いします。

- 申請手数料の他、負担金（10年分の土地管理費相当額）を納付する必要があります。
- 相続により取得した土地が対象であり、自らが昔購入した土地等は対象外です。
- 対象は土地のみであり、建物は対象外です。

注意！ このような土地は引き取ってもらえません。

- ◆ 以下のいずれかに該当する場合は、申請が却下されます。
 1. 建物の存する土地
 2. 担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地
 3. 通路その他の他人による使用が予定される土地として政令で定めるものが含まれる土地
 4. 土壤汚染対策法上の特定有害物質により汚染されている土地
 5. 境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地
- ◆ 申請が受け付けられても、以下のいずれかに該当する場合は不承認となります。
 1. 崖（勾配、高さその他の事項について政令で定める基準に該当するものに限る。）がある土地のうち、その通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要するもの
 2. 土地の通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地
 3. 除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができない有体物が地下に存する土地
 4. 隣接する土地の所有者等との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地として政令で定めるもの
 5. 上記のほか、通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地として政令で定めるもの